



長野県報

1月14日(木)
平成22年
(2010年)
第2131号

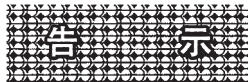
目次

告示

公共測量の実施(2件)(建設政策課)	1
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)	1

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(生活文化課NPO活動推進室)	2
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(産業政策課)	2
都市計画事業の認可(2件)(都市計画課)	3
一般競争入札(河川課)	3
一般競争入札(こども・家庭福祉課)	4
一般競争入札(医療政策課)	5
一般競争入札(水大気環境課)	5
一般競争入札(ものづくり振興課)	6
一般競争入札(農業技術課)	7
一般競争入札(高校教育課)	8
一般競争入札(特別支援教育課)	9



告示

長野県告示第28号

坂城町長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成22年1月14日

長野県知事 村井 仁

- 作業種類
公共測量(地形図作成)
- 作業期間
平成21年11月20日から平成22年3月26日まで
- 作業地域
埴科郡坂城町

建設政策課

長野県告示第29号

御代田町長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成22年1月14日

長野県知事 村井 仁

- 作業種類
公共測量(3級基準点 移転・復旧)
- 作業期間
平成22年1月20日から平成22年2月26日まで
- 作業地域
北佐久郡御代田町

建設政策課

長野県告示第30号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

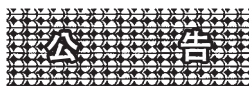
その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに関係の建設事務所、村役場に備え置きます。

平成22年1月14日

長野県知事 村井 仁

区域名	区域の範囲	市町村名	大字	字	地番	標柱番号
富田下	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から10号までを順次結んだ線及び標柱1号と10号を結んだ線に囲まれた区域	下伊那郡 喬木村			12654番1	1号
		〃			12656番1	2号
		〃			12651番2	3号及び4号
		〃			12651番1	5号
		〃			12629番1	6号から8号まで
		〃			12649番2	9号及び10号

砂防課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年1月14日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成21年12月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人長野県就労支援事業者機構
- 3 代表者の氏名
林 泰 章
- 4 主たる事務所の所在地
長野市大字西長野592番地3
- 5 定款に記載された目的

本機構は、犯罪者や非行少年（更生保護事業法第2条第2項各号に掲げる者をいう。以下「犯罪者等」という。）が善良な社会の一員として更生するためには、就職の機会を得て経済的に自立することが重要であることにかんがみ、事業者の立場から犯罪者等の就労を支援し、犯罪者等が再び犯罪や非行に陥ることを防止することにより、犯罪者等の円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年1月14日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成22年1月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人善光寺街道歩き旅推進局
- 3 代表者の氏名
小 瀬 佳 彦
- 4 主たる事務所の所在地
東筑摩郡麻績村麻3265番地39
- 5 定款に記載された目的

この法人は、善光寺街道沿線地域の住民や善光寺街道に関心を寄せる人々に対して、歩き旅の定着推進、及び沿線地域の相互理解と交流の促進に関する事業を行い、歩く道としての善光寺街道再生、及び街道沿線地域の活性化に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年1月14日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニトリ上田店
上田市踏入2-1138-12 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社ヤマダ電機
群馬県高崎市栄町1-1
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) ヤマダ電機テックランド上田店
(変更後) ニトリ上田店
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者氏名並びに住所
(変更前)

小売業を行う者の名称	代表者氏名	住 所
株式会社ヤマダ電機	山 田 昇	群馬県高崎市栄町1-1